

被災者生活再建支援システムの運用開始について

発災時に、建物被害認定調査・り災証明書の発行等により被災者情報を集約し、生活再建支援情報を管理する「被災者生活再建支援システム（以下「本システム」という。）」の運用を平成30年9月から開始しましたので、報告いたします。

1 システムの概要等

(1) 概要

- ・被災者の生活再建支援業務に係る①建物被害認定調査、②調査結果のデータ化、③り災証明書発行、④被災者生活支援業務管理の業務をシステム化したものである。
- ・区役所本庁及び各地域区民センターに専用端末を配置して運用する。

(2) 特徴

- ・本システムの運用により、生活再建支援に係る業務を一元的に管理し、災害発災時の支援業務を標準化・電子化することで、迅速で効率的な支援が実施できる。
- ・本システムは、東京都が阪神淡路大震災の発生を受け、産官学共同で開発し、都内自治体に導入を推奨してきたシステムで、平成29年度末現在で、都内34区市（17区）で導入済である。
- ・都内自治体で本システムを利用・運用するにあたっては、東京都が設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」（以下、利用協議会という。）において、相互応援体制の整備や災害発生時の住民生活の早期再建に向けシステムを運用する体制を構築しており、杉並区も利用協議会に参加している。

2 運用にあたっての留意事項

- ・生活再建支援業務は、全庁的に多岐にわたり、また、「地域防災計画」、「震災復興マニュアル」等の災害への取組の内容にも大きく影響するものであるため、運用にあたっては関係課間で連携を図っていく。
- ・地震被害だけでなく、ゲリラ豪雨や台風による風水害被害でも早期に運用できるように、実務マニュアルを整備し職員訓練を実施する。

3 これまでの経過

平成 28 年 10 月	防災対策推進会議にて導入の意思決定
11 月	利用協議会設立、杉並区参加
平成 29 年 1 月～	被災者生活再建システム導入検討会及び 専門作業部会にて検討
3 月	利用協議会による利用ガイドラインの策定 杉並区防災会議にて導入の報告
平成 30 年 6 月	構築業務委託契約締結
9 月	運用開始

■ 被災者生活再建支援システム・イメージ

